

の未亡人・昭恵さんが同月21日の安倍派議員総会に出席し、葬儀への参列などについて感謝を伝えた後に「安倍の遺志を派閥で継いで行ってほしい」と述べた、と伝えられた。その安倍元首相の遺志とは何であったのか。

それを多くの政治評論家達は、(1) 外交では「北朝鮮の拉致問題」と「北方領土返還問題」の解決(2) アベノミクス三本の矢の三本目「成長戦略」の実行(3) 憲法改正4項目の実現、だと言っているが、それらの懸案が岸田政権によって速やかに解決できると楽観視する者は誰一人いない。

2012〜18年の6年間、内閣官房参与として安倍氏に任せ、2回目の消費税増税に反対して参与を辞任した藤井聡京大大学院教授は「Wi11」9月号安倍晋三総理追悼大特集」に、その時「そうですか。藤井さんは閣外から徹底的に消費税に反対してくれればいい。本当に有難う」といって慰労会を開いてくれた安倍氏の懐の深さを紹介し、さらに次のように述べている。

「安倍さんの遺言は『財政政策』にほかなりません。これが実現できなければ、デフレ脱却は叶わず、戦後

## 安倍元首相の 遺志とは何か

富澤 暉 陸自60

7月8日に亡くなった安倍元首相

レジームからの脱却も実現しない：  
中略：安倍さんの想いは狡猾な財務省に騙されず、十分な財政支出を行い、デフレ脱却を実現して国力をつけ、真の独立を果たすことでした。  
：中略：憲法第9条第2項に手を付けない形式的な「憲法改正」などで誤魔化してほしくはありません。日本は経済的な瀕死状態にありますから、そんなものは二の次でいい」

経済について不勉強な私には、藤井さん独特の「財政政策」と安倍さんの「成長戦略」の違いを理解することすら出来ない。しかし、意外に思われるかも知れないが「憲法9条第2項に手を付けない形式的な『憲法改正』などで誤魔化してほしくありません」という言葉についてだけは、「これだー」と内心で拍手した。  
吉田政権以来、歴代日本政府は日本国憲法第9条1・2項に関わる問題について何度も口先で誤魔化してきた。

「曰く、日本は自衛（国家正当防衛）権を保有しない」、「曰く、個別的自衛権は保有するが集団的自衛権はない」、「曰く、ある条件下で限定的集団的自衛権は認められる」、「曰く、集団安全保障における兵站活動も外

国部隊の武力行使と一体化しない範囲において認められる」などという時に応じた言葉と、これらに絡む日本独特の用語、例えば「交戦権 (right of belligerency)、平和主義 (pacifism)、必要最小限 (necessary minimum)、専守防衛 (exclusively defense)、自衛隊 (self defense force)」等々を交えて（誤魔化して）説明してきた。

誤魔化されたのは自衛隊員を含む国民だったが、外交・安全保障上の相手である諸外国の官僚・軍人達は誤魔化されなかった。彼らは自分の都合の良い部分については知らんぷりをし、都合の悪いことには文句を言い、どうでも良いと思うことについては皮肉を言い、時に嘲笑した。日本国民の多数はそれを知らず、それを知る一部の日本官僚・自衛隊員はそれを何故か国民に伝えなかった。「もう誤魔化しは止めてほしい」

：それが、長年日本防衛を考え続けてきた私の願いであったが、それを軍事については多分素人である筈の藤井聡教授に先んじて言われたことに素直に感謝したい。

安倍元首相は2006年9月以降の第1次政権当時から安全保障法制の改革に熱心であった。2007年

には「安全保障の法的基盤に関する懇談会（「安保法制懇」）を開催、集団的自衛権の行使は憲法第9条に違反しないという中間報告を得て、当時の宮崎礼彦法制局長官に解釈変更の指示を行ったが宮崎長官から「内閣法制局職員総辞職の可能性」を示唆する抵抗を受け頓挫。また「安保法制懇」は第1次安倍政権の後をついだ福田康夫首相に最終報告をしようとしたが、福田首相がその受領を拒否、同最終報告は棚上げとなっていた。

5年後の2012年暮れに安倍第2次政権が樹立されると安倍首相は「安保法制懇」を翌年2月に再開し、同「懇談会」は更に検討を重ね2014年5月15日に安倍首相（当時）に対し最終報告が出された。この報告に基づき同年7月1日に「限定的集団的自衛権の行使は合憲」が閣議決定され、翌2015年5月に「平和

和安全法制関連2法案」が国会に提出された。国会内外ともに採めたが同年9月19日に「関連2法案」は成立、翌2016年3月29日から施行された。

この間（2013年8月〜2014年5月）、安倍首相は内閣法制局

長官に元フランス大使であった小松一郎氏を指名して、おそらくは集団的自衛権のみならず、集団安全保障への参加までも、解釈変更で解決しようとしていたらしい。しかし、小松氏は着任後5カ月ほどで重病にかかり、暫く局長に事務代理を委ねたが、なお頑張つて職務に復帰、それから3カ月弱、ジャーナリストや野党議員にいたぶられながら健闘したが結局5月に退任、6月に逝去した。同日夜に弔問した安倍首相は「人生をかけた仕事ぶり」と褒めたたえ、9月の「偲ぶ会」では小松氏の同僚友人600名の前で挨拶した安倍首相が「病院での語り口もおだやかで、静かな語り口でありました。私は私の人生で小松さんほど強靱な精神を持った人を知りません。力と勇気を貰いました」と述べたという。

内閣法制局長官は、かつて総務省（旧自治省）、財務省（旧大蔵省）、経済産業省（旧通商産業省）、法務省の出身者から選ばれていたが、この小松一郎氏の時だけ、外務省出身者が選出され、その後はまた昔の例に戻ったということになる。

安倍元首相は首相として在任した

約9年間、安全保障に関わる法制度の改善に向け懸命の努力をし、苦勞をした。その成果を「世界を俯瞰する外交」に生かし、世界外交の中で日本の位置を高からしめた殊勲者であったということに変わりはないのだが、その安倍元首相をして「残念だった」と思わせたであろう二つのことを私は今にして考えている。

一つは、「日本の軍事力が『日本を守る』のみならず、『世界を守る』『自衛権行使』のみならず『集団安全保障措置』の有力な一部を担当する力になること」を当面あきらめざるを得なかったこと。そして二つ目は「改憲後の自衛隊は『軍または国防軍』にしたかったのだが、自衛隊の名は変更できない」と断念したこと、である。

2014年5月15日に安倍首相へ提出された安保法制懇報告書には「集団安全保障措置への参加については憲法上の制約はない」と書いてあるのを見て私は本当に喜んだ。しかしその同日に安倍首相は「兵站活動はするけど戦闘に参加するようなことは絶対にしない」と言い切ってしまった。私はそれを聞いて実に

がっかりしたのだが、おそらくは「集団安全保障措置そのものを知らない内閣法制局」（日本防衛学会猪木正道賞基金『平和と防衛』第7号所載柳井俊二氏の言）が武力制裁参加に何としても反対したためだと思う。

菅直人政権（2010～11年）の頃、自民党が憲法改正草案を検討していた。当時、偕行社会長であった山本卓眞氏（故人・元富士通社長）が何故かその草案を持ってこられ「意見があれば伝える」ということだったので、偕行社では当時の安全保障委員長であった私を中心になって検討した。この案は2項も削除されており、中々よく出来た案だったので、ただ一つ「自衛隊の名称を自衛軍にする」という問題に絞って意見を出した。

（1）自衛隊（ground self-defense force）から自衛軍（ground self-defense army）への変更では英語表記が何も変わらない。（2）そもそも自衛隊という名が栗栖弘臣駐仏武官以来、外国軍人に嘯われ続けている（自衛隊とは国や世界を守ることなく自衛隊自身を守る護身隊かと嘯われた）。（3）また国連憲章に基づき多く共同防衛で対処すべき時代に「自衛以外は一

切やらない」というのはあまりにも利己的に思われる。（4）よって「国軍または国防軍、軍がだめなら防衛隊（こもかく「army」は外して）にして欲しい」という意見を提出したところ、「では国防軍にする」という返事が来て一安心した。私たちの名称変更要求は「内容」を変えるために「名称」をも変えて欲しいというものであった。

2017年5月3日における安倍自民党総裁の「憲法9条の1・2項は変更せず、3項に自衛隊を明記し、2020年を新憲法施行の年にしたい」との新聞記事・テレビ談話は我々にとつて衝撃的であった。前地方創生相の石破茂氏は「今まで重ねた議論の中ではなかった考え方だ。これまでの自民党の議論って何だったのだろうか？」と早速の疑問を呈した。その後、岸田文雄外務大臣（現首相）は「現時点で憲法を改正する必要はない」と発言した。記者たちの説明によると「それまでは平時における日米艦隊の相互護衛も出来なかったのに、平和安全法制成立後それができるとなり、米国からのクレイム（要求）が殆どなくなつたので、もうそれで十分ではないか」ということだったようである。

誰がこのような改憲案を発案したのかはわからないが、これは無理を承知で議員の数で押し通すという理不尽な案だったのではないか。

既に憲法学者の一部は、岸田前外相がその効果を認めた自衛隊法第95条の改正（外国艦艇を武器等防護の対象にしたこと）は憲法違反であると言いつつ、それを実行する限りその自衛隊は憲法違反だと言っている。

また立場を異にする我々元自衛官達に言わせると95条による武器使用は、武力行使ではない。責任は自衛官にあり、国や国を代表する部隊でもない。だから、それは国内刑法の正当防衛権の活用であつて国際法上の国権たる「自衛権」とは関係のないことだ。外国部隊を守るといふ重大な任務・責任を自衛官に負わせてもよいのか、という疑問を持つ。

憲法第98条第2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」という文言は1946年の夏の帝国憲法改正小委員会において菅田均小委員長と進歩的法学者・鈴木義男委員などの努力により成文

化されたという。

当時は米軍の占領下であり、多くの国民は日本が国連に加盟することなど考えてもいなかったと思われるが、芦田や鈴木が先見の明をもって日本国憲法と国連憲章の関係を定めていたと感謝したい。最近の欧州諸国では「あまりにも国際法重視で耐えられない、国内法優先に戻して欲しい」という意見が噴出していると聞く。憲法学者方には第9条とこの98条2項の関係をじっくりと勉強して憲法改正議論に加わってほしい。

安倍元首相は2014年5月に安保法制懇から最終報告を受けた時に「本当はこの集団安全保障の問題を解決したかった。そのために法制局長官を変えたのだが」と言ったという噂がある。法制局長官の後ろには歴代法制局長官がおり、さらに憲法学者のお歴々が居て一人の首相だけでは太刀打ちできないと承知したということなのであろう。

また、ある新聞の中堅記者から「2項そのまままで自衛隊明記の憲法改正は多分まとまらないと思う、元々安倍さん自身があの案には賛成でなかったのだから」という話も聞いた。私は安倍元首相と直接話しをした

こともなく、今になって彼の真意を知る術も持たない。

ただ、彼が安保法制を立て直そうと誠心努力し、それらの成果をも含め世界各国の首長たちと「世界を俯瞰する外交」を繰り広げ、世界の平和、即ち日本の平和に寄与し、併せて日本の地位を高めたことを認め、歴代首相方の中に抜きん出た人物であつたと高く評価したい。

それゆえに、「彼の遺志」を付度して「私の意志」に置き換えたい。すなわち「(1)国連参加国の義務として(準備)に参加できる軍事組織を持つ(2)その軍事組織の名を自衛隊、自衛軍ではなく国軍・国防軍或いは防衛隊とすべし」

と終生叫び続けるつもりである。とは言え、私は84歳、余命は長くない。

而して「憲法学を含む全ての学者、内閣法制局職員を含む全ての官僚、それも若手の人たちを集合してより広範・総合的な議論の場を創り、彼等自身の意志を固めさせ、次いで国民的議論をリードして76年間不動であった憲法論議を発展させて欲しい」とただただ願う者である。